

平成25年度の実施計画(案)について

(1) 業務の発注方式のレビュー

○業務の総合評価落札方式の再点検の実施

業務の総合評価は、平成21年度から本格導入がなされ、平成24年度では総合評価の本格導入から4年目となり、全契約件数の約4割強となった。現在の総合評価落札方式ほか契約方式全般の妥当性の分析整理を継続する。

【24年度の調査で確認したこと】

- 総合評価では調査基準価格の直上に入札が集中しており、技術評価点が高得点であっても「安値受注」となる状況が続いている。
- 入札参加者を地域要件等付して整理しているものの十分ではなく、広域(大手)コンサルタントと地域コンサルタントの競合している案件が発生している。
- 総合評価の1:1~1:3の3種類の方式のほか、価格競争、プロポーザル方式を加え、計5種類の方式に細分化された方式に対しては異論は少なく、受け入れられている状況。
- 自治体での受注実績はありながら国発注案件での実績の少ない企業や、若い技術者で実績が少ない者が新規参入しにくい仕組みとの意見がある。

平成25年度は、引き続き課題の整理を継続するとともに、対応が急がれる課題に関して、具体的な対応策の検討を行う。

(2) 品質確保に向けた取り組み

○低入札対策のフォローアップ等

総合評価落札方式に対する低入札対策として、平成23年度から適用範囲を拡大した「履行確実性の評価」によって確実に低入札による契約件数が減少していることを確認。

予定価格が1,000万円以下の総合評価及び価格競争を対象とした低入札対策では、各地整での試行的取り組み結果(平成25年度データ)を分析し、拡大できる対策の検討を行う。

(3) 業務の効率化・簡素化について

○技術提案書提出者数の限定化の試行の継続

技術提案書提出要請者数絞り込みの試行(10者→5, 7者)を、平成24年度には総合評価1:3~1:2を中心に113件で実施した。発注者側では技術提案書取りまとめやヒアリング等の業務量の削減が確認できている。受注者側では「受注可能性のない無駄な作業をしなくてよい」との意見や、「参加機会が減少する」との意見の両意見があり、平成25年度においても総合評価方式(1:3~1:2を中心)において試行を継続し、引き続きデータの蓄積を行う。

(4) 設計成果の品質確保について

○品質確保のための取り組みの実施

- ・「適正な履行期間の設定及び履行期限の平準化」及び「受発注者のコミュニケーションの円滑化」について、平成25年度についても継続して実施する。
- ・発注者の責務である条件明示の徹底のために一部工種の詳細設計業務で試行している「条件明示チェックシート(案)の活用」について、平成25年度は工種を拡大した上で継続して試行する。
- ・発注者による照査環境の整備のために取組んでいる「照査技術者の適正な評価」、「適正な照査期間の確保」等について、平成25年度についても継続して実施するとともに、「照査費用の見直し」について検討する。

○取組のフォローアップ等

- ・上記取組みのフォローアップ調査を実施し、その効果を検証する。
- ・不具合の内容について具体的な分析を行い、必要に応じて新たな対策を検討する。